

新生児聴覚検査振り返り検討会設置要領

令和元年12月9日付31福保子家第1453号

第1 目的

令和元年度から開始された新生児聴覚検査の公費負担制度について、制度開始後の検査の実施状況や、各機関の連携体制の課題等について検討するため、新生児聴覚検査の振り返り検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

第2 設置期間

決定の日から令和2年3月31日までとする。

第3 検討事項

検討会の検討事項は、以下のとおりとする。

- 1 公費負担制度開始後の新生児聴覚検査の実施状況
- 2 各機関の連携体制の課題
- 3 その他検討会が必要と定める事項

第4 構成

検討会の委員は、次のとおりとする。

- 1 関係団体の代表 10名以内
- 2 関係行政機関の職員 10名以内

第5 運営事項

検討会の運営に関する事項は検討会で協議の上、決定する。

第6 開催

検討会は、必要な都度東京都が招集し、開催する。

第7 事務

検討会の事務は、福祉保健局少子社会対策部家庭支援課において行う。

第8 関係者からの意見聴取等

検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴取できるほか、検討会への出席を求めることができる。

第9 検討会の公開

検討会の議事録・会議資料は公開する。

第10 その他

その他必要な事項は検討会で協議の上、決定する。